

令和 7 年 9 月 5 日
総 務 省

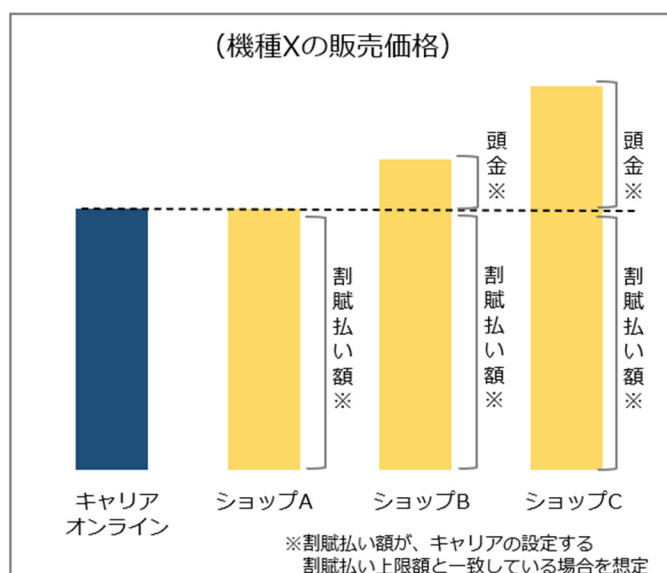
携帯電話端末の販売価格に関する注意喚起
～携帯電話端末の購入を検討している方へ～

携帯電話端末の販売価格は店舗ごとに異なります。支払総額の多寡をよく確認した上で購入しましょう。

スマートフォンなどの携帯電話端末は、主に携帯電話事業者の直営店・オンラインショップのほか、携帯電話事業者から委託を受けた販売代理店が運営するキャリアショップ・家電量販店等で販売されています。

スマートフォンなどの携帯電話の端末販売価格（各店舗における割引適用前。以下同じ。）は、個々の販売代理店が設定しているものであるため、同一機種、同一キャリアであっても、店舗によって価格が異なります。

■店舗ごとの端末販売価格の違い（イメージ）



販売代理店が運営するショップでは、携帯電話端末の端末販売価格は、各販売代理店により①携帯電話事業者から販売代理店への端末卸価格と②販売代理店が利益相当額等として上乗せする額の合計額として設定されています。

こうした販売代理店が運営するショップで携帯電話端末を購入する場合をみ

てみます（「参考 1」を参照）。

端末を一括購入する場合には、販売代理店と売買契約を結び、端末販売価格 12 万円を代金として支払います。

一方、携帯電話端末を分割払いで販売する場合は、販売代理店と売買契約を結ぶとともに、割賦払い額（10 万円）について、携帯電話事業者と立替払い契約を結びます。

この場合、割賦払い額（10 万円）については、利用者が与信限度額の範囲内で自ら決定するものではなく、携帯電話事業者の設定する割賦上限額（オンライン直販価格と一般的に同額）と一致していることが一般的です。

その際、販売現場においては、通常、この上限額がそのまま「割賦払い額」として表示され、その「割賦払い額」（10 万円）に上乗せする額として「頭金」（2 万円）という名称が使用されています（「参考 2」を参照）。

なお、「頭金」が 0 円である店舗もあります。

こうした端末販売価格の構造や、店舗ごとに端末販売価格が異なるという事実を認識していないことに起因するトラブル（例：購入した端末の支払総額を認識していなかったケース、「頭金」がある店舗とない店舗があることを認識していなかったケース）が発生しています。

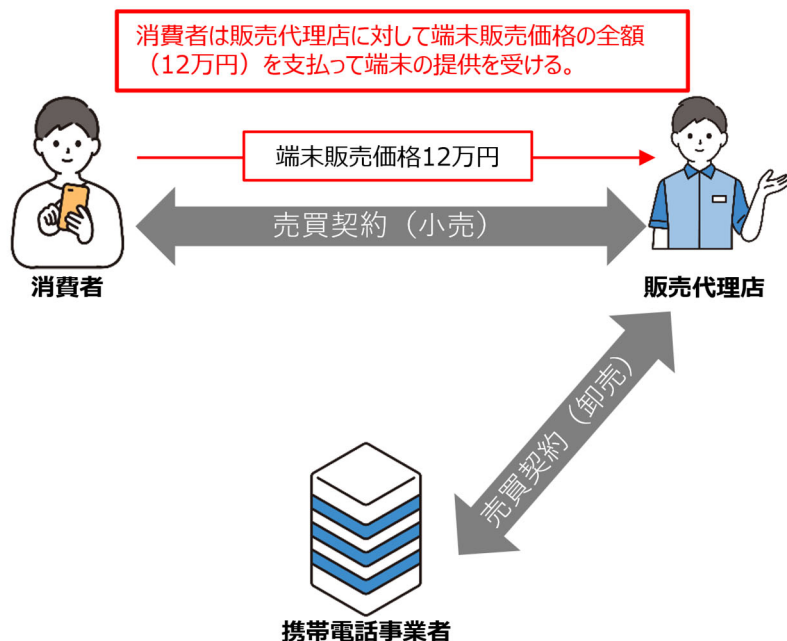
このようなトラブルを避けるため、総務省は、携帯電話事業者や販売代理店に対して、店舗ごとに端末販売価格が異なる旨の周知、端末販売価格及び支払総額の表示の明確化等を求める要請を行ってまいります。

消費者の皆様においては、店舗ごとに端末販売価格は異なること／携帯電話業界における「頭金」の用法を十分に認識し、支払総額についてよく理解した上で購入していただくよう、お願いいたします。

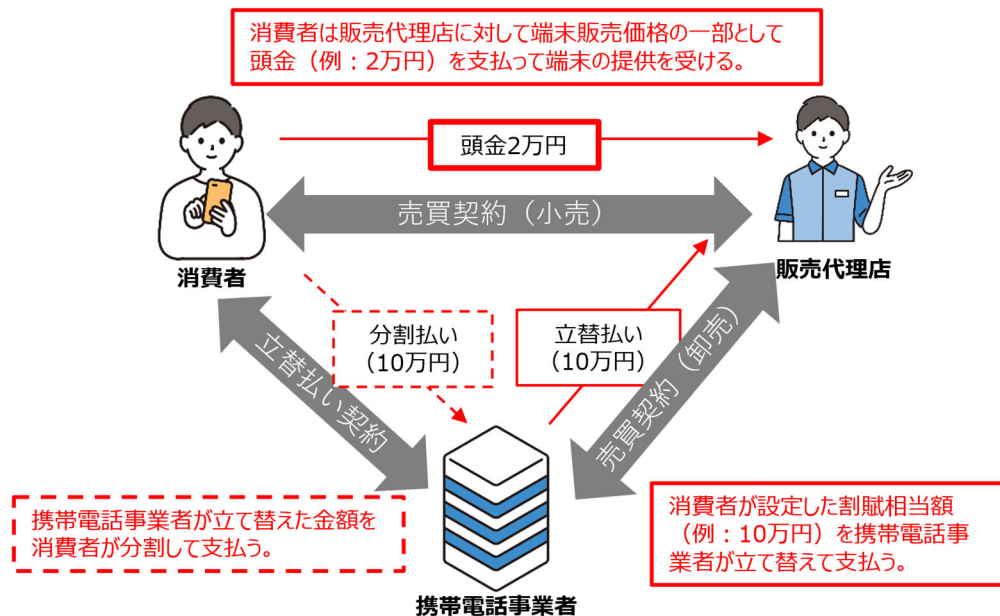
以上

参考 1 携帯電話端末の代金の支払方法のイメージ

一括購入の場合

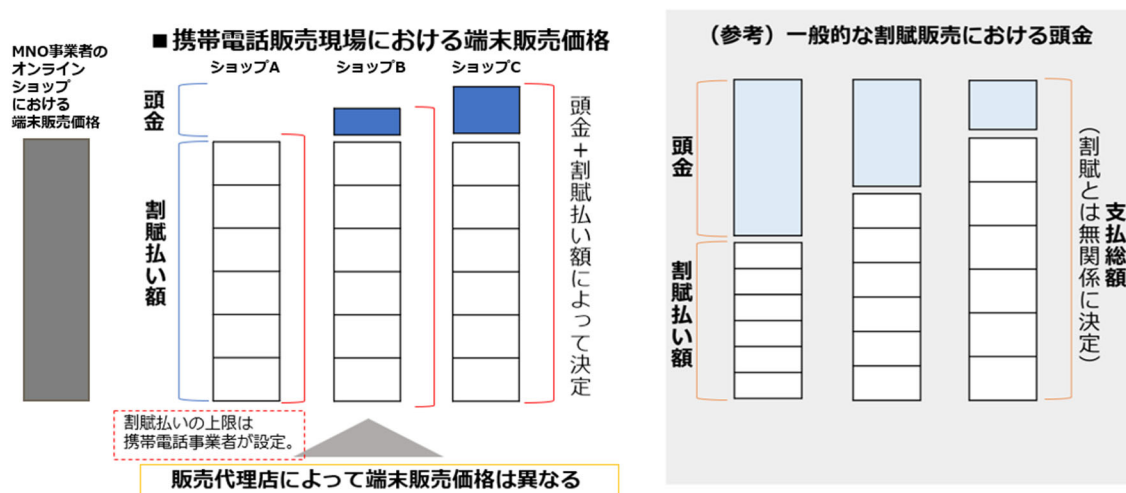


分割購入の場合



※例：端末販売価格（12万円）＝各携帯電話事業者が設定する割賦上限額（10万円）＋頭金として消費者が各店舗に支払う金額（2万円）と想定

参考2 携帯電話業界における「頭金」と一般的な「頭金」の用法の差異 (模式図)



※ 割賦払い額が、キャリアの設定する割賦払い上限額と一致している場合を想定。あくまで一般論を示したものであり、これ以外の「頭金」の用法が用いられている可能性を否定するものではないことに留意